

中山町スポーツ推進計画（案）に対する パブリック・コメント（意見公募）を実施します

町民の誰もがスポーツに親しむことができる、生涯スポーツの推進を図るため中山町スポーツ推進計画の策定を進めています。策定に当たっては、アンケートを実施し、学識経験者やスポーツ関係団体代表者等で構成されるスポーツ推進審議会において検討を行い、このたび計画（案）としてまとめました。町民の皆様からのご意見を募集します。

※このパブリック・コメントは中山町パブリック・コメント手続実施要綱に基づいて行うものです。

■意見の提出方法

持参による書面提出、郵送、電子メール、ファックス

■意見の募集期間

2月15日（月）～3月3日（木）

■計画（案）の公表方法

- ①町ホームページへの掲載
- ②次の各施設での閲覧（中央公民館、中山町総合体育館、町立図書館ほんわ館）

※提出・お問い合わせ先

教育課生涯学習G

〒990-0401 中山町大字長崎6010番地 ☎：662-2289 FAX：662-5440

E-mail：syakyou@town.nakayama.yamagata.jp HP：http://www.town.nakayama.yamagata.jp

中山町いじめ防止基本方針（案）に対する パブリック・コメント（意見公募）を実施します

中山町子どもたちが、「いのち」を大切に、「思いやりと優しさ」をもちながら、たくましく生きる子どもの育成を目指して、また、学校、PTA、地域、関係機関等が連携し、「いじめは絶対にしない、絶対に許さない」学校づくりと、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に向けた体制づくりを図るため、中山町いじめ防止基本方針の策定を進めてまいりました。

このたび、中山町いじめ防止基本方針（案）としてまとめましたので、町民の皆様からご意見を募集します。なお、このパブリック・コメントは、中山町パブリック・コメント手続実施要綱に基づき行うものです。

■公表する内容

中山町いじめ防止基本方針（案）および概要版（案）

■意見の提出方法

・持参による書面提出 ・郵送 ・電子メール ・ファックス

※持参する場合は、各閲覧場所へ提出してください。

※持参以外の方法については、下記（問い合わせ先）を参照ください。

■公表方法

①町ホームページへの掲載

②次の各施設での閲覧

- ・中山町役場1階総合窓口
- ・中山町中央公民館窓口
- ・中山町立小中学校
- ・中山町保健福祉センター窓口
- ・中山町立図書館ほんわ館
- ・なかやま保育園
- ・ながさき幼稚園

■意見の募集期間

2月15日（月）～3月7日（月） ※郵送の場合は消印有効

※お問い合わせ先

教育課学校教育G

〒990-0401 中山町大字長崎6010番地 ☎：662-5484 FAX：662-5440

E-mail：Kanri@town.nakayama.yamagata.jp HP：http://www.town.nakayama.yamagata.jp

ひまわりグラウンド・ゴルフ場

年間使用券購入・コース独占使用の申込受付を開始します

平成28年度の年間使用券およびコース独占使用の申込受付を開始します。

●申込受付開始 3月1日（火）

●受付場所・時間

（1）※今年度より中山町総合体育館のみの受付となります。

総合体育館…月曜日以外（午前9時～午後8時）

※（月曜日休館。ただし祝日の場合、翌日が休館となります）

【年間使用券】

●料 金 高校生以上…7,720円、 中学生以下…3,600円

（有効期間 平成28年4月1日～11月30日）

●持ち物 ①本人と確認できる顔写真2枚（縦3cm×横2.5cm ※厳守） ②使用券料金

【コース独占使用】

●料 金 10,290円／1コース

●持ち物 ①印鑑 ②使用料金（必ず申込み時に納めてください）

●その他 申込みは、必ず独占使用日の1か月前までに行ってください。

～お知らせ～

10月10日（月）、11日（火）は「全国ひまわり杯グラウンド・ゴルフ大会」を開催します。大会当日は全コース使用できませんのでご了承ください。また、ぜひ大会へご参加ください。

※お問い合わせ先

総合体育館 ☎662-2300 / 教育課生涯学習G ☎662-2289

冬期間の灯油購入費を助成します

町では町民税非課税世帯への生活支援対策として、冬期間の灯油購入費を助成します。

助成の対象は1世帯につき1回限りで、灯油券もしくは口座振込により助成します。

●対象世帯 次の3つの要件すべてに該当する世帯

1. 平成27年12月1日現在で中山町に住居登録がある世帯
2. 平成27年度の町民税が非課税の世帯（世帯員全員が非課税の世帯）
3. 次のいずれかの条件に該当する世帯 ▼高齢者のみの世帯 ・昭和26年4月1日以前生まれの高齢者のみの世帯 ▼障がい者（児）世帯 ・身体障害者手帳等級1級又は、2級の手帳を持つ方がいる世帯 ・療育手帳Aランクの手帳を持つ方がいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳等級1級の手帳を持つ方がいる世帯 ・特別児童扶養手当受給者がいる世帯 ・特別障害者手当受給者又は障害児福祉手当受給者がいる世帯 ▼ひとり親世帯 ・18歳以下の子どもひとり親が構成する世帯

※ただし、課税されている方に扶養されている場合や生活保護世帯・中国残留邦人世帯及び長期入院や老人福祉施設等入所者のみの世帯は該当なりません。

※該当すると思われる方に対して、町から申請書を郵送いたします。

①②どちらか一方	①灯油購入券発行申請	②領収書による口座振込申請
内 容	町内の灯油販売店（原則）で利用できる5,000円分の灯油券を発行（1,000円×5枚）審査結果と灯油券を郵送	領収書を添付し申請 最大5,000円を口座振込で給付 （世帯主の口座が必要）
持ち物	・申請書（必要事項記入の上） ・印鑑	・申請書（必要事項記入の上） ・灯油購入の領収書（レシートでも可）の写し ・世帯主の口座の確認できるもの
注 意	発行日より利用可能。灯油購入券の有効期限は平成28年3月31日まで	領収書は平成27年12月1日以降の分が有効。5,000円に満たない場合はその額を助成

●申請期間 2月8日（月）～3月18日（金）

●申請場所 保健福祉センター、役場申請受付会場103会議室【役場西側】（午前中のみ）

※お問い合わせ先 健康福祉課福祉G ☎662-2673